

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

青森県南津軽郡大鰐町大字居土字花岡38-2
有限会社外崎林業

2. 指名停止措置期間

平成27年12月11日から平成28年2月10日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要:

有限会社外崎林業は、東北森林管理局津軽森林管理署長と有限会社花田造材部が平成25年12月26日締結した立木販売物件(1071林班へ1小班内)を有限会社花田造材部より下請依頼され伐採搬出中、境界となる測点までは現地での指示を行っていなかったこと、指示そのものを省略したことなど、現場作業への指示の不徹底、十分な周知がなされていなかったことにより、事業区域外(1071林班へ1小班A1伐区)のスギ生立木外486本、材積237.56m³を誤って伐採した。

5. 指名停止措置理由:

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正または不誠実な行為)並びに「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4(2)(立木販売における事故等の措置)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正または不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070